

新検見川花園町住宅緑化協定

(目的)

第1条 この協定は、区域内に植栽されている樹木等を維持保全するとともに、将来にわたって緑化を推進することにより、本協定第3条に定める区域の住環境が緑豊かで潤いのある快適なものとなるよう、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号（以下「法」という。））第20条の規定に基づいて定める。

(名称)

第2条 この協定は、新検見川花園町住宅緑化協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定区域)

第3条 この協定の対象となる区域は、別紙図面に表示する区域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法第14条に規定する土地所有者等をいう。）が存することとなったときから効力が発生することになりこのとき以後において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するため、協定者は区域内の緑化に努めるものとする。

2. 植栽する樹木は、区域内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適合する樹木を次のものを参考に植栽することとする。

① 花や葉を楽しめる木

サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、ハナミズキ、モクセイ、ツツジ、サツキ、アベリア、クチナシ、アジサイ等

② 実のなる木

カキ、ヤマモモ、イチジク、アンズ、ザクロ等

③ 鳥が寄ってくる木

モッコク、ヒイラギナンテン、マサキ、ヤツデ、アオキ、ウメモドキ、ヒサカキ、ツゲ等

④ 景観を良くする木

マツ、シラカシ、モチノキ、スギ、ヒバ、ケヤキ、イチョウ、カイヅカイブキ、マテバシイ等

(植栽樹木の保護及び管理)

第6条 協定者は、緑の環境の恵みを充分享受できるよう、植栽した樹木を良好に保護及び管理するよう努めなければならない。

2. 植栽した樹木が、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として、移植するものとし、枯損した場合には、補植する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 この協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

2. 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第9条 この協定は、新たに土地所有者となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有権等を譲り渡した場合、新たに土地所有者となった者に対し、この協定内容を明らかにするものとする。

(協定に違反したとき)

第10条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは、損傷する等により、この協定に違反したときは、違反者に対して取り決めた事項の実施を求め、もしくは、現状に回復することを求めることができる。違反者がこの求めに応じないときは、花園町文化会がこの違反者にかわってこれを行い、要した費用は違反者の負担とする。

(協定書の保管)

第11条 この協定書は、当該区域の代表者が保管し、各協定者は、その写しを保有するものとする。